道路上に張り出している樹木は伐採しましょう！

問い合わせ先
●国道・県道に関すること　千葉県成田土木事務所管理課　☎（26）4832
●市道に関すること　建設課 ☎（93）5747

市内の車道や歩道の一部で、隣接する山林や個人宅地などから、樹木や枝の張り出しなどにより、通行の妨げとなっている場所が見受けられます。次のような状態が見受けられる土地（樹木）の所有者の皆さまには、樹木の伐採または枝払いをお願いします。

○車道・歩道に樹木や枝が張り出している。
○枯れ木・枯れ枝の倒木による通行障害のおそれがある。
○竹木の繁茂による通行障害がある。

通行中の車両などが損傷する事故が発生した場合には、その土地の所有者が民法第 717 条により賠償責任を問われる場合があります。

建築限界のイメージ図

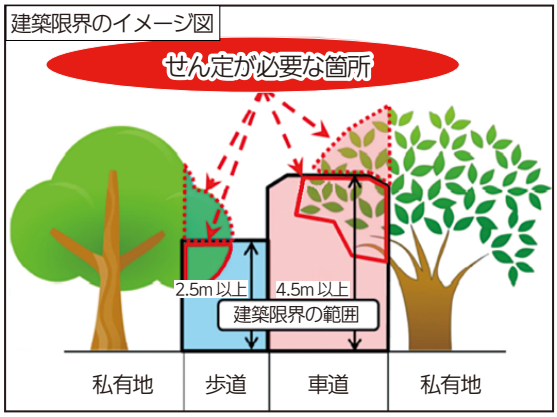

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5 m、歩道の上空 2.5 mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

◎建築限界
道路を通行する車両の安全を確保するため一定の幅・高さの範囲に、通行の障害になるような物を置いてはいけないという、空間を確保する限界のこと。

とみさとふれあい講座

問・申込先　広報情報課　☎（93）3895 FAX（93）7810
✉ info@city.tomisato.lg.jp
〒286-0292（住所不要）

市では、皆さんの学習会などに職員が出向き、暮らしに役立つ情報や行政制度などを説明する「とみさとふれあい講座」を実施しています。日ごろ、疑問に思っていることや知っておきたいことなどを学んでみませんか。

■日時　平日、土・日曜日、祝日の 9：00 ～ 21：00
※ 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日を除く
■講座時間　30 分～ 120 分
■対象　市内に在住・在勤・在学でおおむね 10 人程度のグループ

講座メニュー
7 つに分類された全 60 種類
○まちづくり　○税・保険　○健康・福祉
○くらし・産業・観光　○教育　○防災　○行政

■申込み
希望する日の 3 週間前までに、申込書に必要事項を記入し、郵送・FAX・メール、または広報情報課窓口に直接持参してください。

※批判や苦情処理、個別相談などを目的とした集会や、営利目的、宗教・思想・政治などを目的とした催しは対象外です。

申込書など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

消費生活相談コラム

ハウスクリーニングのトラブルにご注意！

【相談事例】
○エアコンの掃除を頼んだところ、エアコンを壊されてしまった。弁償すると言われたが、その後全く連絡が取れない。
○換気扇のクリーニングを依頼したところ、風呂場や洗面所、トイレのクリーニングも勧められ、契約してしまった。解約できるか。

【アドバイス】
●契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。
●クリーニング中に故障や損傷があったときの補償について、契約前にしっかりと確認しましょう。
●不安に思った場合やトラブルになった時は、消費生活センターに相談しましょう。

問 消費生活センター ☎（93）5348